

論文

ジジレンコ教授の影を追って

上田 寛

アレクサンドル・アレクサンドロビッチ・ジジレンコ（Александр Александрович Жижиленко）は20世紀初頭のロシアの著名な刑法学者であるが、ソビエト時代のロシアではさほど注目されることなく、ソビエト刑法を伝統的な古典学派刑法学の枠内で説明しようとしたと、むしろ批判的に言及されるだけであった¹。しかし実際には、帝政時代の末期に国際刑事学協会（IKV）のロシア・グループでの活動が知られ、また1917年の2月革命により成立した臨時政府によって拘禁施設総管理局の長に任じられていることなどからも、彼の幅広い活動が窺われ、それ以降の彼の学術的あるいはそれ以外の領域での活動の展開が関心を呼ぶ。にもかかわらず、1920年代を通じてペテルブルグ=ペトログラード=レニングラード大学教授としての活躍が知られる彼について、1930年を境としてその消息が突然に途絶えてしまうという不可解な状況自体が、我われをその検討へと向かわせずにはおかない。



また付随的な課題としてここに浮かび上がるのは、革命直後のロシア社会におけるソビエト権力とロシア正教会との緊張関係である。ジジレンコ教授自身は宗教者ではなかったが、20年代初めの正教会聖職者に対する刑事裁判において弁護人として熱弁をふるい、また妻および弟が正教信者としての活動により刑事抑圧の対象となっている。そのことがジジレンコ教授の影をさらに暗く、長くしている。

先に検討したミロリューボフ教授の場合*や、西ヨーロッパへと走ったナボコフ、チュビンスキーといった教授たちとは異なり、ジジレンコ教授は革命後もソビエト・ロシアに残り、目まぐるしく変動する社会と大学、政治動向を傍らに、刑法学者としての自身の在り方を模索し、やがてイサーエフやゲルネット、ピオントコフスキーといった新世代の研究者達にその席を譲ったということになる。そのような歴史的な位置関係を念頭に、本稿においては歴史的な激動に巻き込まれた一刑法学者ジジレンコ教授の軌跡をたどり、その生涯と学問内容について検討したい。

刑法学者ジジレンコの誕生

ジジレンコは1873年、ロシア北西部ノブゴロド県ボロビチイ（Боровичи）の検事局公務員の家族に、9人の子供たちの長子として生まれた²。1891年に彼は当時ロシア帝国に編入されていたポーランド王国領カリシュ（Kalisz）市のギムナジウムを修了しサンクト・ペテルブルグ大学に

入学、以降のジジレンコの教育と活動は法律学と結びつくこととなった。

同大学法学部を1895年に卒業した後、教授資格を目指すべく大学に引き留められ、同年から約2年間ドイツに派遣され、マールブルグ大学においてフランツ・フォン・リスト (Franz von Liszt, 1851- 1919) の指導の下に刑法を研究する機会が与えられた。帰国後の1899年、彼はアレクサンドロフ高等貴族学校における刑法の教員となったが、翌1900年にはサンクト・ペテルブルグ大学法学部の講師となり、「文書偽造の歴史的・理論的研究」をテーマとする論文により修士 (магистр) 学位取得 (1901年) 後は特別教授として刑法および手続法 (刑法) 学科に勤め、講義を行うとともに若手の研究者の学術的な指導にも当たった。革命以前の彼の教育実務はまた、高等商業専門学校の高女子コースとも関連している。この時期に彼の教えを受けた者として、1910年代に女性弁護士として活躍したフルイチエヴァ (С.М. Хлыгичева) とか後にハーバード大学社会学部の創設者となるソローキン (П.А. Сорокин) などが挙げられる。

ジジレンコは1915年にハリコフ大学に博士論文「刑罰、その概念および他の法擁護手段との相違」を提出して認められ、博士学位を取得したが、同論文はとくに優れた論文として科学アカデミーのАхматов賞を受賞し、また彼はペトログラード大学³の正教授として選ばれた⁴。

この時期、ジジレンコはまた積極的に社会活動に加わった。彼は大学付属の法律協会の刑法部会の副議長、のちに議長であり、国際刑事学協会ロシア・グループの委員会メンバーであり、文学基金委員会のメンバー、新聞『法』および『刑法・刑訴法ジャーナル』の編集部員であった。

彼の活動は帝国政府からも高く評価され、1905年には第3級聖アンナ勲章、1910年には第2級聖スタニスラフ勲章、1913年にロマノフ家300年記念青銅メダル、そして1917年には第2級聖アンナ勲章を授与されている。

2月革命後の拘禁施設総管理局長官としてのジジレンコ

ロシア社会の激動はジジレンコの周辺にもおよぶ。1917年2月の第一次ロシア革命に続く短いブルジョア民主革命の時期、ジジレンコは刑務行政にかかわることとなった。

当初は立憲民主党 (カデット) のリヴォフ侯爵、次いで社会革命党 (エスエル) のケレンスキーが首班となった臨時政府は、政治体制としては議会制を基礎としたブルジョア共和政を目指す一方、農村改革には積極的であったが企業活動と商品生産・輸出を重視する姿勢を明確にし、何よりも、イギリス・フランスとの経済協力関係を失うことを恐れ、戦争を継続する道を選んだ。このような姿勢から臨時政府は次第に都市労働者や農民を直接の基盤とするソビエト⁵との対立を深め、ソビエトとの二重権力状態へ、そして同年11月のポリシェヴィキの武装蜂起による勝利、レーニンを首班とする労農政府の成立へと、急激に変化する政治状況の下で臨時政府の命運は短期間のうちに尽きた。

その間にあって1917年3月7日、ジジレンコは教授身分のまま司法省の拘禁施設総管理局 (1917年4月からは拘禁施設管理総局) の長官に任命された⁶。ペトログラード大学法学部教授としての名声とともに、刑罰に関する彼の見解には、古めかしいロシアの刑罰制度を転換し、近代化し人道化するべきだとの主張が貫かれており、それがロシアにおけるブルジョア民主主義的改革を目指す臨時政府のイデオロギーと合致したということである。この時期、ロシアの刑事施設に収

容されていた者の数は、第一次世界大戦参戦に伴う青壮年男子の大規模な動員の影響もあって、既に減少傾向にあったが、臨時政府はその成立直後の3月1日に8万8千人に及ぶ大規模な恩赦を実行し（その内政治犯は5千7百人余りでしかなかった）、その結果としていくつかの刑事施設の閉鎖や改組も日程に上っていたとされるが、刑罰制度全体はまだ帝政時代と変わっておらず、例えば各地の警察の留置場が刑罰の執行のために用いられることも続いていた⁷。ジジレンコはその核となるべき自由剥奪刑の改革を遂行するための準備が委ねられたのである⁸。

就任直後の1917年3月8日付の拘禁施設総管理局長官命令第1号では、刑罰の主たる課題は、「自身の性格または不利な外部状況のために罪を犯すという不運に陥った者」の再教育であり、「この任務を適切に遂行するためには、まず第一に被拘禁者に対して人間性を示すことが必要である」、と強調していた。この命令は、市民としての個人的尊厳が、自由を奪われた者との関係でも認められるよう要求するものであった。刑事施設の職員には、新たな法規則が策定されるまでの間、体罰の使用や被拘禁者への拘束具の装着を控えることが求められた⁹。

この領域での改革の実現のために最も急がれたのは、その理念を正しく理解し、意欲をもってその推進に当たる基幹要員の育成であった。その官職にある間、ジジレンコは刑務行政に携わる職員に対して、刑務に関する専門的な知識の修得を含む研修の充実に努めた¹⁰。しかし、残念ながら、そのために与えられた時間はあまりに短かった。臨時政府内部の政治対立と抗争は絶え間なく、社会的な安定には程遠く、3月18日付の長官命令第3号が刑罰の執行が所期の結果をもたらすための前提としていた、「刑罰とともに適用されるべき社会的な改善の諸方策」の組織化に向けた具体的な取り組みは未着手のままに終わった。

刑事施設と刑事政策全体の改革を目指すジジレンコの活動は、変動する政治状況の下での臨時政府の機能不全化によって、所期の水準に到達することはできなかった。拘禁施設の管理体制は変わらぬままに11月を迎え、ボリシェヴィキに率いられたソビエト側の攻勢に伴う臨時政府の崩壊とソビエト政権の成立によって事態は急変する。ソビエト政府によって従前の司法省は司法人民委員部に改名され、その一部局として拘禁施設総管理局は残ったが、しかし最初の半年近く、司法人民委員部は事実上拘禁施設総管理局を無視し、適切な指示・指令も援助も与えられなかった。おそらくは西部戦線におけるドイツ・オーストリア軍の圧力や国内における反ボリシェヴィキ派の攻撃への対抗に全力を挙げざるを得ず、また1918年3月のブレスト＝リトフスク条約と国内戦の推移に応じて旧ロシア帝国の広大な領土を失ったことなど、およそ平静な改革に着手する余裕はなかったということであろう。同年4月、政府がペトログラードを退去しモスクワに移ると同時に、拘禁施設総管理局は改組され、代わって中央懲罰局が設置された。ジジレンコの活動舞台の一つは完全に姿を消したのである¹¹。

ただし、この時期もジジレンコは教授として、ペトログラード大学と国民経済研究所での勤務も続けていた。

10月革命後の活動

世界史上初の社会主義革命である10月革命後のソビエト国家の形成と発展の間も、ジジレンコは積極的な教育、社会的、科学的活動を続けた。彼の大学での勤務は1929年まで続いた（彼は当初、

ペトログラード大学法学部の刑法学科の教授、1919年から1921年は社会科学部の法学部門の教授であり、同部門の議長であった。1927年から1928年に部門の再編成後彼はソビエト法学部の学部長であったが、学部がソビエト法研究所に再編成された後は同研究所の教授であった。この時期、彼は教員として学生層の社会的な変化を肯定的に評価していた。「私の見るところ、今日の学生は前世紀の学生よりもはるかに向学心が強い。彼らは知識を非常に渴望している」、と書いていた¹²。

この時期の社会活動に関して述べておく価値があるのは、大学理事会のメンバー、法律学協会刑事法部会の長、刑法博物館長、航空法のレニングラードセクションの幹部会ならびにその輸送規則違反に対する刑事責任に関する刑法典の章の策定委員会のメンバー、などである。

ジジレンコは、レニングラード県裁判所の法医学研究室（刑事統計と刑務法のグループを指導した）ならびにソ連邦内務人民委員部の下におかれた国立犯罪学研究所の支部であるレニングラード州犯罪捜査科学研究室の活動に積極的に参加した（刑事責任能力の基準、アルコール依存症の問題、性病との闘いにおける刑法の役割などといった犯罪研究を指導した）。ジジレンコは、「限定責任能力について」という報告とともに、小児医学、実験教育的および精神神経学に関する全ロシア会議の活動に参加した。また彼はレニングラードのソビエト法活動者協会やマルクス主義者学術協会の会議に参加し、報告を行ってゐる。

教育活動と並行して、ジジレンコは1922年から1923年には中央文書保管局で、1925年から1926年には公共図書館（現ロシア国立図書館）で学術要員および図書館職員として働き、裁判法に関する図書を体系分類し、裁判法の見録の体系化を開発し、契約法の見録を改訂し、16～18世紀の期間における学位論文を系統化した。

1926年10月に、彼は健康上の理由で公共図書館の職務を解除するよう申請し、10月1日付で解任されたが、その際、図書館の理事会は彼に「社会科学部門の学術的な活動への無報酬の顧問としての参加を認める」ことを決定した。

1920年代には、しかしジジレンコは、刑法・犯罪学に関連する学術的な活動やその周辺の社会的な取り組み以外の領域で、一連の動きに巻き込まれ、とりわけ当時のロシア正教会に対するソビエト政権の厳しい抑圧とのかかわりで、困難な立場に置かれることとなり、またそれを契機として、自身に“反政府派”との批判を受けることとなる。

後に別途取り上げるように、ジジレンコは1922年、ペトログラード府主教ヴェニアミン（Вениамин）その他のロシア正教聖職者の代表者たち（主教ヴェネディクト（Венедикт）、掌院セルギー（Сергий）、弁護士コフシャーロフ（И.М. Ковшаров）、法学教授ノヴィツキー（Ю.П. Новицкий）など）の事件の裁判において社会的弁護人の一人として活動したが、結果的にはヴェニアミンら4名は反革命犯罪について有罪とされ、銃殺された。

それにとどまらず、1929年、ジジレンコ教授の弟であるミハイル、セルプホフスカヤの司教マクシム（Максим）が反革命プロバガンダを理由として逮捕され、1931年に銃殺された。さらに妻リュボーフィ（Любовь Ивановна）も、秘密裡の宗教活動を理由として1929年に逮捕されている。

そして1930年には、ジジレンコ自身がブルジョア・イデオロギーの担い手として公に批判され、影響力のある新聞『学生のプラウダ (Студенческая правда)』では教職から追放せよと呼びかけられるに至っていた¹³。

だが、現在までのところ、彼がその後逮捕され裁判にかけられたことを示す公式の資料も、とくに病気だったとの情報もなく、彼の死に至った原因も正確な日付けも不明である¹⁴。

基本的な研究業績

ジジレンコの研究業績のうち、まとまった形で公刊されたものは以下のとおりである。

【帝政時代】

Подлог документов: Ист.-догмат. иссл. СПб.,1900.

О безответственности народных представителей. Ярославль, 1909.

Меры социальной защиты в отношении опасных преступников. Доклад, представленный VIII съезду Русской группы Международного союза криминалистов. СПб.,1911.

Памяти И.Я. Фойницкого. СПб.,1913

Наказание: его понятие и отличие от других правоохранительные средств. Пг., 1914..

【ソビエト時代】

Преступность и ее факторы. Пг., 1922.

Очерки по общему учению о наказаниях. Пг., 1923.

Должностные (служебные) преступления: Практик. коммент. к ст.ст. 105-118 Уголовного Кодекса РСФСР /под ред. М.Н. Гернета, А.Н. Трайнина. М., 1923.

Судебное заседание. М.,1924

Половые преступления. М.,1924

Имущественные преступления. Л.: Наука и школа, 1925.

Половые преступления. Л., 1927. (с Оршанским Л.Г.)

Преступления против личности. М.; Л., 1927.

Преступления против имущества и исключительных прав. Л., 1928.

誰もが認める通り、ジジレンコの学術上の遺産はきわめて多方面に及び、注目に値するものである。それは上記のような単独の研究書にとどまらず、例えば彼はセルギエフスキー (Н.Д. Сергеевский) の『ロシア刑法』やフォイニツキー (И.Я. Фойницкий) の刑法教科書の改訂増補版を刊行し、ドイツ刑法典草案、ノルウェーの“寄生生活、物乞いおよび酩酊に関する法律”、ベラルーシ刑法典に評釈を加え、ソビエト時代にもロシア共和国刑法典のコンメンタールの作成に積極的に加わり、「Юридические записки Демидовского лица», «Вестник права», «Право и жизнь», «Журнал Министерства народного просвещения», «Трудовая помощь», «Рабочий суд», «Вестник советской юстиции», «Проблемы преступности» といった刊行物に活発に登場した。

ジジレンコの学問的関心は、ロシアと外国での刑事立法と訴訟手続の全体に及んでいた。彼は

また、ロシアにおける犯罪学研究の基礎を築いた学者の一人である。犯罪論と刑罰論にかかわる刑法学の基礎理論以外にも、彼は責任能力の基準、アルコール依存症の問題、性病との闘いにおける刑事法規の役割、文書の偽造、職務犯罪、犯罪の諸要因、社会問題との闘いにおける法律の役割など、多様な問題に取り組んだ。そして、それらの研究の底流において、彼は犯罪者に対する刑罰の人道化、彼らに対する敬意ある対応、死刑の廃止といった理念を大切にしていたといわれる。

ジジレンコの研究活動の重要な領域の一つは刑罰および保安処分に関する教義である。

この領域での初期のまとまった研究として我われの目に留まるのは、国際刑事学協会ロシア・グループの第8回総会に提出された報告書「危険な犯罪者に対する社会防衛処分」(1911年)である。この報告書の中でジジレンコは、スイス刑法の改正にかかるシュトース草案において立法的な定式化を見た社会防衛処分について、古典的な応報を核心とする刑罰理論からは刑罰とはまったく異なるものとされようが、新しい目的刑理論からは刑罰との統一的な理解が可能であるとする。その上で、社会防衛処分の適用は、個人の自由の保護という視点から裁判所によってなされるべきであるが、その根拠となる犯罪者の社会的危険性そのものは未だ現在しないものであり、裁判資料に基づき慎重に判断されるべきであり、また法律の上で、危険な犯罪者の指標を示すべきだとしている(たとえば、累犯者、その他の危険な犯罪の具体化)。

ジジレンコによれば、社会防衛処分は、懲罰的措置である刑罰と比較して独立した性質を持っており、刑罰がまったく適用されない場合だけでなく、それが適用されるあるいはその可能性がある場合にも適用可能である。その際、実行された犯罪に対する懲罰を基本的な目的とする刑罰とは異なり、この社会防衛処分は犯罪者の治療や働くための訓練、社会的再教育などを目的とすることができる。そこから、刑事施設の中で行われる社会防衛処分の適用だけでなく、刑期満了以前の条件付きまたは無条件の釈放も、裁判所の監督の下で決定される必要がある¹⁵、とされる。

さらに、刑罰それ自体についても、それを国家から加えられる強制的な処分であるとしつつ、刑事罰だけでなく多様な「罰」との関係概念として捉えるジジレンコの立場をよく示すのが、彼の博士論文『刑罰、その概念および他の法擁護手段との相違』(1914年)である。ジジレンコは本書において、ロシアの法制史をたどりつつ、刑事罰、民事罰、行政罰、その他を検討し、“刑罰”の語に法全体の意義付けを行い、それを“法擁護の強制手段”であるとする。

本書は次のような構成になっている。

第一部 法擁護の強制手段としての刑罰 (25-111頁)

第1章 法擁護手段の概念

第2章 個人の法益平面への介入としての刑罰

第3章 不正の法的結果としての刑罰

第4章 刑罰と予防処分

第二部 刑罰の本質とその他の不正の法的結果との相違 (112-572頁)

第1章 刑罰の本質としての応報

第2章 刑罰と社会防衛処分

第3章 刑罰と保全処分

第4章 刑罰と損害の補償

第三部 刑罰の種類 (572-675頁)

第1章 国家的な刑罰と国家外的な(規律的な)刑罰

第2章 刑事罰と刑事外の(民事)罰

第3章 刑罰と行政罰

第4章 刑罰と手続上の罰

この構成からも明白なとおり、本書の重点は第二部にあり、その中核である「刑罰の本質としての応報」および「刑罰と社会防衛処分」の章に250頁が充てられている。論述は刑罰理論の全体にわたり、当時のドイツの理論状況を丁寧に紹介しつつ、最終的には、「刑事罰は、国家権力の名において所定の手続きに従い課せられる、有罪である者の法益平面への侵襲という、それによって彼が犯した行為の評価を示す、許されざる行為の法的結果である。」という至って一般的な結論を導いている。

ジジレンコは当初より、保安処分と刑罰との妥協の方向への刑法の変化、つまりは伝統的な応報・懲罰主義的な刑罰から目的刑論による柔軟な刑罰の運用、対象と場面を限った社会防衛処分の適用という、二元主義的な法制度の妥当性を表明していた¹⁶。この点については、革命を経た1922年に成立した最初のソビエト刑法典において刑罰とともに「社会防衛処分」が規定され、さらに1924年のソ連邦刑事立法の「基本原理」および1926年のロシア共和国刑法典に至って刑罰の概念は廃止され、それに代えて「社会防衛処分」のみが犯罪者に対する制裁として規定されたという経過を、彼がどのように理解し、それに対応したのが関心の対象となる。この点についてのまとまった研究としては、1923年に公開された『刑罰に関する一般学説概論』があり、その時期までの彼の対応を知ることができる。

本書は、その緒言において彼が述べているとおり、1914年の著書の基本的な理念が今日なおその意義を失っていないという理解を前提に、新たに革命後の刑法における刑罰の目的、懲罰システムの発展、そして最新の対犯罪闘争システムの特色について概説したものである。

彼の理解によれば、刑法の一般的な発展過程は、刑罰がますます人道的になり、かつては正義に適ったものとして公認されていた、残酷で画一的な、受刑者の個人の特色を考慮に入れない刑罰は徐々に消えて行きつつあり、現代の社会生活は新しい原則、すなわち、“まず最初に予防と警告、そして第二に抑圧と刑罰であるべきだ”という原則の実現へと向かっているのである。さらにまた、具体的な犯罪者を分類するという思想は、刑罰とともに、刑罰の概念の基礎である応報の概念とは異なる理念に基づく特別な措置——社会防衛処分——のシステムが必要だという考えを生み出したのであり、この制度の発展に伴い、刑罰によってしかその矯正を期することのできない人の範囲は徐々に縮小している、との認識も示されている。そして、結論的に、「権利の剥奪、自由剥奪を伴わない強制労働および譴責——これらが、主に自由剥奪と罰金によっている懲罰制度に取って代わることができるものである。」とし、その段階の先にも、社会は最終的に刑罰

制度から解放されるであろう、と結んでいる¹⁷。だが、本書以降のソビエト刑法の展開、とりわけ1924年のソ連邦刑事立法の「基本原理」以降の刑罰概念の廃止と「社会防衛処分」への単一化を、彼がどのように理解していたかについては直接に検討することができない。

このように、刑法学者としてのジジレンコの学術的な創造活動は、個別の犯罪についての解釈論に先立って、犯罪と刑罰という大きなテーマに向けられている。彼は、刑罰を犯罪と闘うための唯一の、少なくとも最も適切な、手段として認識していた。同時に、彼は予防的な措置が常に最初に来るべきであり、抑圧的なものはその次であると強調した。社会防衛手段は、応報の考えに基づく既存の刑罰が役に立たないことが明らかとなり、再教育を行う必要があるような犯罪者に、妥協的に許容されると見なしていたのである。彼は、防衛手段のレジームはそれが誰に適用されるかに依存するべきだと考えていた。したがって、この措置は、治療や仕事への訓練による社会的再教育などに向けられうる。ここから、裁判所のコントロールの下での条件付きもしくは条件なしの刑期満了前釈放の制度を確立する必要が導かれるのである¹⁸。

よく知られているとおり、刑法学者としてジジレンコが注目を集めた最初の著作は修士論文である『文書の偽造：歴史的・理論的研究』であった。750頁に及ぶこの浩瀚な研究書において彼は、まず、文書の偽造についての立法とそれに関する理論の発展を、ローマ法、カノン法、ドイツ法、フランス法およびイギリス法にそくして丹念にフォローした上で、ロシア法における文書偽造罪を1550年のイヴァン4世（雷帝）の法令集を起点として詳細にたどり、その上で19世紀末のヨーロッパ諸国の刑法典における文書偽造罪の扱いを概観している。そして第二部として、「文書偽造の一般理論とこの犯罪の構成要件の分析」が行われるのであるが、ジジレンコの文書偽造を「真正のものとして行使することを目的として、記述的な識別の徴表の真实性を故意に歪曲すること」、あるいはまた「法律的な関係あるいは出来事の記述された形態での確証の法的な意義を有する重要な要素に対する侵害」¹⁹として定義する、詳細な理論展開をここで追うことはできない。本書は、現代のロシア刑法学研究者によってもロシア刑法学の貴重な研究成果として紹介されている²⁰。

個別の犯罪類型についてジジレンコは、それ以外にも一連の課題に取り組み、多数の論文等を公表しているが、とりわけ革命後は、ソビエト刑法システムの骨組みが整い始めた1922年以降、新たに登場した刑法典の各犯罪類型の内容とその運用方法に留意しつつ、学生と実務家に解説することを目的とした一連の著述を公表している。対象とされたのは最初に公務員犯罪、次いで性犯罪、財産犯罪、人身に対する犯罪、無体財産を含む財産犯罪などである。各種の犯罪の検討に際してジジレンコは、それらが「ソビエト刑法規範の解釈学的な分析」に向けられている場合にも、社会が発展する中でも犯罪は依然として存続しており、その表れの新しい形を誇示していると考え、犯罪の類型とその実行形式に対する社会の文化状況の複雑な影響を指摘し、常に狭い教義学的な解説の枠を超え、犯罪行動に対する自然環境、人格の特質、そして社会環境に関連する多くの要因の作用を考慮しつつ、犯罪を社会学的、心理的および医学的な側面をも含めて検討したことが重要である。

典型的なものとして『人身に対する罪』(1927年)を取り上げると、そこにおいてジジレンコは、各種の人身に対する犯罪の広範な特徴を検討して見せている。彼は、「変質者」や「知能薄弱者」を含むすべての人々が動物ではなく人間であり続ける以上は、法律によって保護されるべきであるということから出発した。

自身の生命への侵害については、ジジレンコは、人は自分自身と法的な関係を持つことができないことから、これを殺人とは区別した。彼の考えでは、自殺の不可罰性はその未遂ならびにその共犯の不可罰性を認めることへとつながるはずであった。

法律家として彼は、唯一違法な生命の剥奪のみが犯罪行為であると考えた。つまり、適法な殺人(例えば、法律の執行による殺人)を犯罪には含めなかった。

各種の殺人とそれに伴う社会防衛処分について説明して、彼は、緊急避難として実行された殺人は犯罪行為であるが、第三者を殺すことによって自分自身または他人の死を防ぐものであり、これは、ある法益が価値同等の別の法益を犠牲として護られた一場合に他ならないと述べている。ジジレンコの考えでは、被害者の同意はそれぞれの犯罪の違法性を阻却するが、殺人の社会的危険性はそのような運用をこの行為に拡張することを許容していない。しかしながら彼は、被殺者に対する思いやりから殺人者として行動するそのような殺人犯については刑を減軽することが適切である、と考えていた。

単純殺人が刑法典において社会防衛処分として自由剥奪8年を科せられるとすれば、加重的な殺人はより重く、より効果的な処分を伴わなくてはならない。

そのような殺人とされるべきなのは、その主体(累犯その他の理由、例えば、被害者の世話をする義務を負ったものがそれに反している場合、彼が扶助しなければならない親の殺害);客体(無援の状態にあった人の殺害);動機(利得、嫉妬による);目的(以前に犯された犯罪を隠すため);行為の手段(他の人々にとって危険な、あるいは殺された人に加虐的な)についての特徴を持つものである。上記のすべての場合において、10年の社会からの厳格な隔離が予定されていた。

ジジレンコは、共犯者を伴う加重的な殺人が実行された場合、客観的特徴(すべての共犯者が加重的な殺人に責任がある)と主観的特徴(客体とその精神的状態の特質を確定することにより)に従って共犯の事例を区別する必要があると指摘し、異なるまたは同等の責任が可能であることを強調した。

特別な種類の殺人とジジレンコが見なしていたのは、殺人者の特別な興奮状態において実行された殺人——情動状態(аффект)の下で犯された殺人——あるいは正当防衛の限度を超えた殺人である。彼は、殺人をこのタイプに分類するためには、情動状態だけでは不十分であり、殺人を引き起こした被害者側の攻撃的な行為が必要であると強調した。情動殺人に対する社会防衛処分として刑法典には、最長5年の自由剥奪または1年までの矯正労働が規定されていた。

これらの犯罪とは区別されるのは、3年までの自由剥奪または1年までの矯正労働に処せられる、正当防衛の限度超過である。

彼は過失による殺人および自殺幫助を特別な種類の殺人であるとし、それに対しては最長3年の拘禁または1年までの矯正労働を想定していた。行為の深刻な結果を予見する可能性があったときは、その行為を3年までの自由剥奪という社会防衛処分をとるより重大な犯罪とする根

拠となる、と考えた。

またジジレンコは、最大5年間の自由剥奪を伴う自殺への誘導といった行為について説明し、そのような法適用には被害者の加害者への依存、加害者の残酷な扱い、および自殺またはその未遂という形での結果が必要であると述べている。

以下、本書は個人の身体の不可侵性の侵害を内容とする犯罪として、身体的傷害、人身に対する暴力、行為による侮辱を挙げて、それぞれの犯罪類型について逐条的に解説し、次いで「個人的な自由の侵害」、「名誉に対する犯罪」、「性的な不可侵を犯す罪」、「私生活の不可侵に対する罪」について、各論的な検討というよりはむしろ解説を行っている。

その著書『財産および独占権〔無体財産権〕に対する犯罪』（1928年）も同様で、ジジレンコは刑法典の定める財産犯罪のそれぞれについて、詳細な説明を与えている。

当時のロシア共和国刑法典が必ずしも精緻な体系をとっていなかったことから、彼は財産犯罪をまず有体物である財産に対する犯罪と無体財産に対する犯罪とに分け、前者を財物の価値毀滅の罪とその領得罪とに区別し、さらに後者を財物の領有をめざす犯罪とそれを害する犯罪とに分けることによって、各犯罪の位置づけを整理することから始めている。その上で、器物損壊罪、横領罪、強・窃盗罪、間接的な領得罪（贓物罪）、詐欺罪、恐喝罪、高利貸し犯罪など、財産の適法な支配を侵害する諸犯罪について、それぞれの犯罪構成要件を説明し、刑法上の取り扱いを説明している。また、各種の創造的な活動は部分的には人格的で、部分的に財産的な性質を持っているところ、無体財産権の侵害について刑法典は著作権と特許権、工業モデル、商標、企業名の侵害を個別の種類別の犯罪として規定しているとし、それぞれに説明を加えている。

さらに、彼の『犯罪とその要因』（1922年）は、さまざまな意味で注目すべき著作である。

犯罪は言うまでもなく法律的な概念であり、近代国家においては法律によって刑罰の威嚇の下に禁じられた行為をさしている。しかし同時に、人々の感情や苦痛、経済的利害にかかわるところから、犯罪は法律学以外のさまざまな科学の研究対象とされてきたし、文学作品の主題ともなってきた。個々の犯罪の動機や原因はまさに多様であり、それを突き詰めて明らかにすることは不可能であるばかりか、究極的に刑事責任の概念の否定につながることとなる。しかし犯罪現象については、民族や地域の偏倚や社会・文化状況の時間経過に伴う量と質の変動を明確に観察できるところから、各種の要因による影響ないし作用を肯定せざるを得ない。

ジジレンコは、従来犯罪現象との密接な関連が論じられてきた諸要因——気温や気候、人格の特殊性、人種、性差、年齢、家族関係、教育、職業、居住地域、アルコール中毒、売春、浮浪、賭博、文明、宗教、法制度、刑罰制度、学校、出版、経済的不平等その他の資本主義体制の特質、その他——について、従来の議論を整理し、結論的には、犯罪現象を支配する法則があるはずだが、「現代科学は、社会学の他の分野で見られるようには、この分野ではまだそれを説明するまでは進歩していない。しかし、遅かれ早かれ、具体的なデータに基づいて、私たちの周りの自然現象の分野で確立されたのと同じような法則性を確定することが可能になることを願う。」と言うにとどめている²¹。

犯罪（現象）の「原因」を究明することは不可能あるいは無意味であるとして、犯罪学の課題はその「要因」を明らかにし、その解明を通じて犯罪現象の克服に寄与することにあるとする立場を、科学における不可知論であるとして激しく批判することが、とくにマルクス主義の立場からは一般であったが、その際には「要因論」は批判と克服の対象とされた。その一つの例として、後のレニングラード大学教授オストロウモフ（С.С. Остроумов）は、本書においてジジレンコが、犯罪の究極の原因として資本主義体制そのものを糾弾せず、また犯罪の培養環境である資本主義経済に言及しなかったばかりか、「犯罪は、文明そのものでも、文化の明るい側面でもなく、現代社会システムの特性から、光の側面とともに必然的にそれに内在する陰の側面であり、その特性の影響の消滅に伴って徐々に消滅するだけである。」と、犯罪現象の根絶がブルジョア体制の下で可能であるかに説明していたことを、きびしく批判している²²。

ロシア刑法学におけるジジレンコの位置

以上に概観した通り、ジジレンコの研究活動は帝政末期からのロシア社会の激動の時期を通じて、固有の刑法学から手続法、犯罪学と多方面にわたって、その研究成果を公表し続けている。1917年の2段階の革命のプロセスを通じて、また新たに成立したソビエト国家においても、旺盛な研究と執筆、大学での教育活動あるいは各分野の精力的な社会活動を継続していたことが知られる。しかしながら、研究室あるいは書斎に閉じこもっていたわけではなく、政府機関の一部に加わり活動したことも、社会団体の役職についてさまざまな折衝や組織活動に相応の関与をしたこともある彼が、新生ロシアにおける刑法の在り様について、どのような見取り図を描き、そこにおける自身の位置をどのように見ていたのかは、明らかではない。

10月革命を経て成立したソビエト国家における刑法——法制度とその運用、それらをささえる理論の総体としての——は、その大きな特徴として、自己の階級性を鮮明にし、マルクス主義哲学ないし史的唯物論に沿った理解を貫こうとするものであった。もちろん、ソビエト刑法は、僅かに60-70年ほどの期間のみ、ロシアおよび連邦を構成したソビエト諸国に存在したに過ぎないのであるが、その刑事法規範と関連する諸制度においてのみならず、刑法理論（犯罪論と刑罰論）においても、刑事訴訟法理論および犯罪学においても、西欧（およびわが国）の刑法とは異なった多くの特徴を備えていた。それらが具体的な形をとり、一貫した制度枠組みとして構成され、まとまった理論体系として成立するまでには、相応の時日を必要としたことは当然であるが、その形成のプロセスが在来の刑法制度および理論との厳しい対立の中に進行したことを忘れてはならない。そのプロセスが、ソビエト国家の国際的な孤立への対抗と重なり、きわめて攻撃的で尖鋭な形態をとることとなり、ときとして階級性原理の高らかな宣言へと、あるいは旧来の法理論やその主張者に“ブルジョア的”とのレッテルを貼って排除することへと繋がることも少なくなかった。

この流動的で困難な時期におけるジジレンコの活発な活動には驚嘆の他ない。だが、客観的に見た時、彼の研究活動と著述には革命の前後を通じて連続性の側面が目立ち、社会体制と経済制度の転換を経た社会における犯罪現象の把握とそれらに対する刑法的対応について、自分自身が歴史的な転換点に立っているとの認識に薄く、むしろ、革命前の刑法理論の水準と自身の理解を

そのままに延長できるかに考えていたのではないかと思われる。革命後に公表された著述においても、新しい課題設定に基づく積極的な理論展開と主張は少なく、多くの局面で事実の解説者の役割にとどまった観がある。その意味では、革命後に犯罪との闘争という課題を担った世代の、時として政治主義的な、荒削りの理論と実務によって、さまざまに批判される余地を残していたのである。だが、帝政末期に西ヨーロッパへの留学経験があり、全体として進歩的・革新的な傾向を持っていた国際刑事学協会の活動への積極的な参加など、自身の政治信条と学問内容について、それが直接に批判の対象となるとは考え及ばなかったであろう。

そのような無警戒状態のまま、20年代末期に始まる何度目かの厳しい政治的転換期に突入してしまえば、ジジレンコもまた、そこに待ち受けていた激動に厳しく翻弄されたであろうことは容易に予測できたところである²³。しかし実際には、そのような批判と攻撃を受け始めたかに見えた瞬間に、彼は突然に学界からも社会活動からも姿を隠し、消え去ってしまう。その具体的な経過も理由も不明なままであるが、しかしそれと同時に、批判と反批判の応酬を通じて明らかとなったであろう彼の刑法理論の性格あるいは本質も、突き詰められぬままに終わっている。

政治的迫害

1920年代を通じてジジレンコがソビエト政権との間で緊張した立場に陥り、政治的な圧迫を被ったのは、彼の犯罪要因論に典型的な、マルクス主義を旗印に押し立てた刑法学者たちとは一線を画した研究方法によるものであったが、それと同時に、彼がソビエト政権によるロシア正教会とその信者への抑圧に抵抗したことによるところが大きい。

ロシア正教聖職者の代表者に対する訴追（「ペトログラード事件」1922年）の弁護

1918年1月23日、ロシア共和国人民委員会議は「国家から教会の、教会から学校の分離について」の布告²⁴を公布し、宗教に対するソビエト国家の基本姿勢を明らかにした。この布告は、「教会は国家から分離される」（第1条）ことを宣言し、市民の宗教を信仰する、あるいは信仰しない自由（第3条）、公共秩序に反しないという条件付きでの宗教儀式遂行の自由（第5条）、学校の教会からの分離ならびに学校における宗教教育の全面禁止（第9条）、教会ならびにその他の宗教団体からの財産所有権および法人格権の剥奪（第12条）、そして教会施設ならびにその他の教会資産の国有化と、礼拝用施設の国家機関の認可の下での無償利用の確認（第13条）などを主たる内容とする13の条項から成っていた。この布告に示された宗教に関する基本原則が、より一般的な形で、同じ1918年7月に制定された「ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国憲法」において明文化された²⁵のであるが、すでに「土地に関する」布告によって広大な教会領を奪われ、その財政的な基盤を危うくしていたロシア正教会にとって、これはソビエト国家による決定的な攻撃であると捉えられたことは当然である。

この布告の草案は1917年12月段階で公表されていたが、それに対してペトログラード府主教ヴェニアミン（世俗名カザンスキー）が人民委員会議に手紙を送り、「この草案の実行はロシア正教を信仰する人々に大きな悲しみと苦しみを与える恐れがあります…… 現在権力を握っている人々に、教会の財産の没収に関する布告案を実行しないよう警告する旨を伝えることが私の道

德的義務だと思ひます」と表明していた。これを無視した政府に対して、布告発令直後に開催された正教会地方会議はその決定において、「人民委員会議によって発せられた政教分離に関する法令は、良心の自由に関する法律を装って、正教会の生命体系の全体に対する悪意のある攻撃とそれに対する公然たる迫害行為を目指している…… 教会に敵対するこの法律の公表へのいかなる関与も、またそれを実行しようとする試みに加わることも、正教会に属することと両立せず、その責任ある者には、正教会からの追放にいたるまでの最も厳しい罰がもたらされずにはおかない」、とまでの非難を浴びせた²⁶。

ジジレンコとの関連で、とくにペトログラード裁判を取り上げるにあたっては、この地でのロシア正教会の権威と勢力について触れておかななくてはならない。

ロシア革命当時、ペトログラードとその近郊には498の正教寺院があり、当時の首都大主教管区全域には、さらに750の正教寺院があつて、16の修道院では約1700名が生活していた。10月革命の後、ロシア教会に苛烈な迫害が襲いかかつてきても、主教区内では後に殉教者として列聖された100を超える聖職者がミサを続けた。その中にはペトログラードとグドフの府主教ヴェニアミンや致命者長司祭イオアン・コチューロフを数えることができる。レニングラードは1920年代から1980年代にかけてもまた、かなりの程度、国内の教会の中心地の役を果たし続けた。20世紀のロシア正教会の総主教のほとんどすべてがレニングラード府主教であるか（アレクシーI世、ピーメン、アレクシーII世）、もしくは主教区の臨時監督者（セルギー）であつたことは偶然ではないのである²⁷。

この地において正教会とソビエト政権との対立が新たな展開を見せるのは、ソビエト政権が3年余にわたつた国内戦に勝利してほぼ帝政ロシアの版図の全域における支配確立の見通しを得、同時に窮迫状態にある国民経済の立て直しに向けた市場経済の限定的な復活を含む“新経済政策（ネップ）”への転換を判断した1921年以降のことである。

1922年2月16日、全ロシア中央執行委員会は、「飢餓に瀕している者たちに対する救援を実施するための教会の貴重品の押収について」という決定を採択し、この決定は2月23日に布告として発表された²⁸。布告は、「飢餓のために死につつあるヴォルガ地域の住民を救う手段として役立つ可能性のある、国のすべての資金を急ぎ動員する緊急の必要性を考慮して」、すべての宗教の信者のグループの使用に供されている財産より、金、銀および宝石で作られた貴重な物品を直ちに押収するよう、地方ソビエトに指示していた。背景となっているのは1921年を前後して沿ヴォルガ地域を中心として全国の農村部を襲つた壊滅的な飢饉である。

技術水準が低い共同体農法に頼つていたロシアの農業はその生産性の低さのために頻りに飢饉を経験していた。21年末の第9回全ロシア・ソビエト大会でのカリーニンの報告によれば、「われわれがロシアの飢饉を検討するなら、ほぼ3年ごとに多少なりとも普通の、5年ごとに大きな飢饉に出会い、10年ごとにその破壊力で突出した飢饉が起つている」という状況であつた²⁹が、この時の飢饉の要因となつたのは、単に自然現象としての旱魃だけでなく、第一次世界大戦に引き続く17年の革命とその後の国内戦が多くくの農民を兵士として奪ひ、また国内戦においては肥沃な沿ヴォルガ地域を巡る争奪が繰り返されたことが影響しており、そして革命直後のポリシェ

ヴィキ政権が強行した「戦時共産主義」政策下での農村からの食糧徴発の結果も無視できない。この飢饉の規模、罹災地域と罹災者数についての正確な資料は存在しないようであるが、端的には深刻な飢饉の結果として、公式数字においてさえ、21/22年に505万3000人が餓死したとされている³⁰。

飢饉に対する対応においては、しかし、ソビエト政権の側からの機敏で効果的な措置が取られたとは言い難い。各種の資料によって示されるのは、ポリシェヴィキ政権が22年の気候条件の好転により穀物の収穫量増加が期待されたことに寄りかかり、罹災地域における住民の飢餓への救援については機械的・官僚的な取り組みが目立ち、全体として飢餓問題の解決が遅れたことである。その中で目立ったのは、国外の正教徒および一般世論に飢餓民の救援を訴え、救援活動の組織に向け取り組んだロシア正教会の活動であった。総主教ティーホンは21年8月に世界の諸宗教の首長に対し飢饉のロシアへの援助を求めるアピールを送る一方、国内で教会による飢餓民救済に向け寄付を集めるために正教会内に「飢餓救済委員会」を設立し、本格的な救済活動を開始した。当初この組織的な活動を認めるかに思われた政府は、しかし22年春以降、教会組織の活動に対する厳しい対応へと転じ、上記の教会貴重品の押収に関する決定を発するに至り、ここにロシア正教会とポリシェヴィキ政府との対立は決定的となったのである。

政府の教会財産の押収に対しては、当初、正教会側から礼拝用の聖器物を除いて貴重品の押収には応じるとの妥協的な対応での抵抗も試みられたが、政府は教会財産の例外のない押収を迫るなど、厳しいやり取りが行なわれる中で、聖職者だけでなく一般の教区民も巻き込む形での抵抗と多くの暴力沙汰、流血の衝突事件が各地で発生した。そして多くの場合、それらは行政的違法でないし刑法上の犯罪として対処されたのである。

教会財産の押収をめぐる多数の刑事裁判の中で、よく知られているのはペトログラード府主教ヴェニアミン（Вениамин、世俗名カザンスキー）を裁きの場に引きずり出した裁判である。ヴェニアミンは1874年、北ロシアの貧しい村司祭の子として生まれた。彼は“ペトログラードの主教”に叙聖されてからも、謙虚な姿勢を失わず、教区司祭のように困窮している労働者の住居を訪問し、自ら洗礼、婚配、埋葬の“機密（秘蹟）”を行なった。彼の家はいつも援助を必要としている貧しい信徒たちで溢れ、主教は彼らを親切に迎え入れ、さまざまな慈善を施したとされる。ペトログラードの信徒たちは、1917年の2月革命直後に民主的な選挙という方法でヴェニアミンを府主教に選ぶことでこれに報いた。ヴェニアミンの選出は、17世紀以来、信徒と聖職者が自らの意思で管区府主教を選んだ最初の出来事であった。彼の説教は非常に明快で、多くの人々に敬愛された³¹。しかし、カリスマ的魅力を具え、労働者階級の間でも人気の高い聖職者の存在は、新しく成立したソビエト政権にとって好ましいものではなかった。ヴェニアミン府主教は1922年6月1日、「国家飢饉救済委員会」による教会財産の押収を妨害したとして逮捕された。

この逮捕とそれ以降の刑事裁判に至る経過を複雑にしたのは、同時期のロシア正教会の中にソビエト政権と親和的な立場をとる潮流、「生ける教会」を名乗る革新派が生まれ、勢力を拡大しつつあったことである。その底流には、ロシア正教の最高の権威であるモスクワ総主教ティーホン（Тихон, патриарх Московский）のソビエト政権への敵対的な対応があった。これに反発して

妻帯長司祭クラスニツキー（В. Д. Красницкий）に代表される潮流が、ソビエト政府の庇護もあって、活動を活発化させていた³²が、彼らは飢饉への対応をめぐる緊張したこの時期に、ティーホン総主教に忠誠を誓う全聖職者を「反革命分子」と決めつける弾劾状を『ペトログラード・プラウダ』紙に公表した。さらに、ペトログラードの府主教庁を占拠しようとした。これに対してヴェニアミンは革新教会派の首謀者たちを破門した、というような背景があった³³。こうした経過をたどって、直接にはクラスニツキー長司祭らの告発によって、ヴェニアミンらは反革命犯罪の嫌疑の下に革命法廷へと引き出されたのである。

1922年6月10日にペトログラードの旧貴族会館のホールにおいて、議長ヤコフチェンコ（Н. И. Яковченко、22歳、元ペトログラード技術大学学生）以下3名の裁判官の下に開始された革命法廷の審理では、モスクワから派遣されたクラシコフ（П. А. Красиков、元弁護士、司法人民委員部所属）およびスミルノフ（Смирнов、モスクワ人民裁判官会議議長）が訴追官として裁判全体を主導した。被告人席にはロシア正教会の聖職者等86人がいたが、当局のシナリオによると、彼らはペトログラードの各教会からの貴重品の押収中に起こった暴動に関与したものであった。

訴追側の主な証人は“生ける教会”のクラスニツキー長司祭であった。

この裁判には14名の弁護人が参加したことが知られるが、ジジレンコは弁護人として直接に6人の被告人、主教ヴェネディクト（епископ Венедикт）、掌院セルギー（архимандрит Сергей）、弁護士コフシャロフ（И. М. Ковшаров）、法学教授オグネフ（М. Ф. Огнев）、主任司祭チェリツォフ（настоятель Чельцов）、司祭（後の主教）ゼンケビッチ（священник Зенкевич）の弁護を担当した。

法廷においてジジレンコは、最初に自分自身は無神論者であると断った上で、しかし新しく制定された刑法典に深くかかわりその内容についてよく知る専門家として、この裁判に関与することとしたと述べる。刑事司法の課題とするところは犯罪者への報復ではなく、犯罪の予防であり、法違反者を社会に順応させることないしは彼を社会から隔離することだとする。ロシアが法律主義を投げ捨てた革命の時代から「革命的法意識」の時期を経て、今日、刑法典が示す通り「革命的合法性」の時代へと移ったことを指摘し、裁判所は行政機関ではなく合法性の担い手として刑法典に従いその任に当たらなくてはならない、とするのである。そして、裁判においては誰であれ有罪の推定を受けず、かえって無罪を推定されるのであり、有罪であることは証明されなくてはならない、と。

そのことを前提に、ジジレンコは被告人たちに向けられた刑法典62条および119条に関わる容疑について詳細に検討している³⁴。

まず、犯罪組織は存在したのか、それはいかなるものであったのか。起訴されているヴェニアミン府主教以下の教会組織は反革命的な目的のために組織されたものではなく、その活動は教会の財産についての押収を回避するために政府機関との協議を求め、また実際に協議していたのであって、そのような“組織”への参加が最高刑罰手段（銃殺）でもって処罰されるような犯罪を構成するはずはない、とするのである。そして、府主教と12名の聖職者の行為にはそもそも62条

の犯罪を実行する“目的”が認められず、したがって同条で処罰することは妥当でないとし、さらに、一個の行為に刑法62条と119条との2カ条を漫然と適条とすることは、前条が後条を包括する関係にある以上、誤った法運用であると指摘した。

これらの点を前提として、ジジレンコは個別の被告人について、それぞれの教会組織内の地位や役割を論じ、具体的な犯罪行為からの距離の大きさを指摘した。

以上のような検討の結果として、弁護人としては被告人に対する刑法62条の適用について説得力のある証拠を見出すことはできない、と結論付けた。

そしてジジレンコは、いかにも刑法学者らしい3時間に及んだ弁論の最後に、法廷に対して次のように述べて締め括った。

——あなた方はプロレタリアートの意思によってここに送られて来ました。そしてその意思は新しい刑典に表現されています。したがってあなた方裁判官は、この意思によって導かれなければなりません。訴追側の代表者はいつも報復について語りました。しかし、新しい刑法は、裁判法の基礎に復讐と報復が置かれるべきではないと述べています。これこそまさに、最近に施行された法律と古い刑法を区別する、新しいものです。復讐は司法の目標ではありません。それゆえに、彼らが古いイデオロギーを脱することができず、新しい生活の条件に適応しなかったという事実のために、被告人に復讐しないでください³⁵。

ジジレンコに続いて、グウロヴィッチ（Я. С. Гурович）、ギリンスキー（Л. И. Гиринский）、ラーヴィッチ（М. С. Равич）、エリキン（Элькин）、オリシャンスキー（Ольшанский）、ボプリシチェフ-プーシキン（А. В. Бобрисев-Пушкин）が、それぞれ弁護人としての論述を行った。

とくにヴェニアミン府主教自身が弁護を依頼したユダヤ人弁護士グウロヴィチ³⁶は、検察官の告発の一つひとつ反論を加え、府主教が誠実で高德のキリスト教徒である事実を強調した。さらに彼は革新教会派の恥ずべき裏切り行為を非難し、彼らがソビエト政府にとっても信頼するに足る味方ではないと指摘した。このユダヤ人弁護士は、検察官に次のように告げることで弁論を締め括った。「あなたは府主教を殺すことはできる。しかし、彼から勇気を、高邁な思想と行動を奪い取ることはできないのだ」と。ヴェニアミン自身も最終弁論で、彼が人民の選挙によって府主教に選ばれた事実を想起させ、キリスト教徒として苦しみを受けるのであれば何ら恥じることはない、と述べた。

7月5日の公判廷において宣告された判決には、裁判中に虚偽であることが証明されたものも含め、起訴状のすべての資料が含まれていた。法廷は、ペトログラードおよびグドフの府主教ヴェニアミン、掌院セルギー³⁷、弁護士コフシャーロフ³⁸、ペトログラード大学教授ノヴィツキー³⁹を含む10人に死刑判決を下した。彼らは「ソビエト政権に対する国際ブルジョアジーとの統一戦線を実現するために、民衆の不安を引き起こす目的で、ソビエト政権による教会の価値物品の差し押さえに関する布告の実施に反対する思想を流布した」ことに責任があるとされた。

控訴審にあたる全ロシア中央執行委員会付置の最高革命法廷は、6名の者に対する銃殺刑を監

獄拘禁に変更したものの、府主教ヴェニアミンを含む4人については死刑判決を維持した。他の有罪判決者はさまざまな期間の自由剥奪（1ヶ月から5年）を言い渡され、26人が無罪となった。1922年8月12日から13日の夜、4人の死刑囚に対する銃殺が執行された⁴⁰。

同じ1922年の4月から5月にかけては、モスクワでも、もう一つの正教会に対する裁判、いわゆる「54人裁判」が行われている。

当初は無神論を標榜するポリシェヴィキに対して強く反発する態度を示していた総主教ティーホン、想像以上に苛烈な弾圧が教会に対して行われていく情勢に応じて現実的姿勢に転換し、ソビエト政権をロシアの正当な政府と認め一定の協力を行う意思を表明した（1923年6月）。が、教会の活動はなお著しく制限された。政府の迫害を恐れ、多数の亡命者も出た。1927年のセルギー府主教によるソビエト政権への「忠誠宣言」は反発を招き、カタコンベ系諸正教会が形成された。彼らは主流派正教会からは古儀式派と同じく分離派と蔑称された。カタコンベ系諸正教会の側はセルギー府主教の「忠誠宣言」を受け入れる主流派ロシア正教会を「セルギー派」と呼び非難した。この分裂は現在も継続している。

妻・リュボーフィの逮捕と投獄

ジジレンコの妻リュボーフィ・イヴァノヴナ（Любовь Ивановна）は、1867年ヴィチェブスク（Витебск、現ベラルーシ領）の貴族の家庭に生まれ、高等女子学校終了後、学校教師として勤めるかたわら、1906年以降立憲民主党員（カデット）として積極的な活動を行っていた。慈善活動家、プチャーロフ工場付属の手芸教室の世話人、若い女性の援助に向けたヴァシレオストロフ協会の日曜集会の指導者などとしても知られていた。ペトログラード大学教授である5等官ジジレンコと結婚したのもこの時期である。彼女の方が6歳年長であった。

彼女は革命後の1919年にも逮捕されたことがあるとされるが、その容疑は不明。しかし、20年代以降の彼女についてはロシア正教との関わりでの政権との軋轢が目立つこととなる。

1920年代初め、彼女はペトログラード神学校で、それが1923年に閉鎖されるまで学び、宗教哲学サークル“日曜日”の参加者となった。彼女は1929年3月、いわゆる“日曜日”事件⁴¹にかかり逮捕され、7月22日、矯正労働収容所拘禁の執行猶予判決を受け、釈放された。その後彼女は多くの知識階級の女性らの参加する修道女アナスタシア(монахиня Анастасия、世俗名プラトノヴァ)の秘密のコミュニティに加わったが、そのグループの一員として1933年12月、“エヴロギー派”事件（国外に逃れた府主教エヴロギー（митрополит Евлогий）の指導を受け、既にソビエト国家に忠誠を誓った府主教セルギーの権威を否定したとして、外国との通謀による反政府活動が非難された）により逮捕され、翌年2月に矯正労働3年の判決を受け、収容所に送られた。なお、この裁判に関する記録中に彼女をジジレンコ教授の“未亡人”と呼んでいる記録があることから、この時期既にジジレンコも死去していたことが推測される⁴²。

その後の彼女の生活については、現時点においてはそれに関する情報を得ることができない。死去したのは1941年12月、ドイツ軍の包囲下にあったレニングラードにおいてのことと伝えられる。スモレンスク墓地に埋葬された⁴³。

弟の逮捕から銃殺まで

ジジレンコの弟たちの中で異彩を放つのは1885年生まれのみハイル（Михаил Александрович）である。彼はカリシユのギムナジウムで7年間学んだ後、父母の死去（1905年・1906年）によりペテルブルグ大学の教授である長兄をたよってペテルブルグへ移り、そこでギムナジウムの8年生を終え、1908年にモスクワ大学医学部に入学した。医学生でありながら女子学生と結婚したが、半年後、彼女は妊娠障害のために死亡したと伝えられている。卒業後ソコーリニキ地区の病院で精神科医として働き、1912年からは運輸通信省の医師として極東のブラゴヴェシチンスクに、そして1914年からは南西部戦線におけるクバーニのカザーク部隊の軍医としてガリツィアに駐在し、病気のオーストリア軍捕虜からのチフス感染で死にそうになった。回復後は地方で大学教員、モスクワで病院の勤務医、動員された赤軍の野戦病院軍医などの勤めを続けた⁴⁴。1921年に動員が解除された後、運輸通信人民委員部で医師として働き、1922年の初めからはタガンスカヤ監獄附属病院の主任医師、つまりは囚人たちの「守護天使」となった（むき出しの板の上に寝て、刑務所の食べ物を食べ、すべての給料を囚人に分け与えたと伝えられる）。

この時期にみハイルは総主教ティーホンと親しく知り合い、総主教は彼を秘密の勤行において祝福したと伝えられる。1925年にティーホン総主教が亡くなった後、1928年5月、彼はレニングラードにおいて大主教ディミトリー（архиепископ Димитрий、世俗名リュビモフ）により、密かに司祭に叙任された。その後もタガンスカヤ監獄での勤務を継続していた彼は、当時のロシア正教会の窮迫状況の中で、異常なほどの速さで教会内の位階を駆け上がり上げられることとなる。同年9月にはレニングラードにおいて剃髪儀礼とともに僧衣長外套を授けられ、マクシムの修道名を与えられた上、翌10月の12日、大主教ディミトリーと主教セルギー（епископ Сергей、世俗名ドルジニン）によって密かに主教に叙任された。彼はモスクワに戻り、1929年2月からモスクワ南部の古都セルプホフに定住し、セルプホフ、ヤロスラヴリなどの教区の信者を指導し、アレクシー主教（епископ Алексей、世俗名ブーイ）の逮捕後はボロネージ教区をも管轄した。

彼は1929年5月24日にセルプホフで逮捕され、7月5日に「反革命的なプロパガンダ」を理由として矯正労働収容所収容5年の刑を宣告され、厳格な受刑条件で知られたソロヴェツキー収容所へと送致された。

当時のロシア正教会は、反宗教政策をとるソビエト政権との間で抜き差しならない格闘状態にあり、先にペトログラード事件にかかわって触れたように、政権側の苛烈な抑圧によって多くの聖職者が、あるいは各種の法律によって逮捕されて刑事罰を受け、あるいは合同国家政治警察（ОГПУ）による行政処分を受けて、自由を奪われたり処刑されたりした。その中で、総主教ティーホンはロシア正教会の生き延びる隘路を模索し、またその高齢による衰えもあって、ソビエト政権に対する融和的な声明を出し、また彼の後継者の中からもソビエト政権の軟化に期待しソビエト国家への「忠誠」を唱える聖職者たちも多くなった。だが、当然のことながら、そのような動きに反発し、正教の教義の絶対性を主張し、地下に潜って古来の伝統にしたがった礼拝（聖体礼儀）を執り行う聖職者も多く、その代表的な存在が反体制派的な「イオシフ派」⁴⁵であり、マクシム主教（みハイル）はその代表的な指導者の一人であった。

チフス患者を収容する区画の責任者として働きながら、彼はイオシフ派の被収容者たちの秘密

の礼拝に参加したとされる。1930年10月、「収容所内での反革命アジテーション」を理由として刑期は5年延長されたうえで白海バルト運河建設収容所へと移送されたが、それからさほどの間を置かず同年10月に収容所内で逮捕され、モスクワに送られ、「反革命的・君主制主義組織である“真正正教会”のセルプホフ支部の指導者」として、1931年2月に死刑判決を受けた。6月4日銃殺。遺体はモスクワのヴァガニコヴォ墓地に埋葬された。⁴⁶

注

* 上田「ある刑法学者の肖像——ミロリューボフ教授とハルビン法学部——」（上田 寛・上野 達彦『白夜の刑法』、成文堂2017年、第5章）

- (1) См. напр. Герцензон А. А., *Уголовное право и социология*, М. 1970, стр. 224-225. 他方、代表的な教科書として1970-1971年に刊行された『ソビエト刑法教程』全6巻でも、刑法学史あるいは総論に関する巻に彼の名は全く登場せず、わずかに各論の体系、人身犯罪などの個別の問題での言及3か所が見られるだけである。
- (2) ジジレンコ家は帝政ロシアの身分制では貴族、父 Александр Григорьевич (1839—1905) は Санкт・ペテルブルグ大学法学部を卒業、裁判所予審官、検察官補などを経て、1881年以降はカリシユの検察官であった。См. А. Г. Жижиленко (Некролог), «Право: Еженедельная юридическая газета», юридическая газета», СПб., 1905, № 18, стр. 1477-1478.
- (3) ピョートル大帝により1703年に建都され、1713年にロシア帝国の首都とされた Санкт・ペテルブルグ（あるいは単にペテルブルグ）は、1914年、第一次世界大戦の敵国であるドイツ風の名称をロシア風にペトログラードと改められ、さらに1924年以降はロシア革命の指導者レーニンを記念してレニングラードと変更された。しかし、ソビエト連邦の崩壊後の1991年に、住民投票によって、ロシア帝国時代の名称に戻った。大学等の名称もそれに従って変遷している。
- (4) 以上の履歴については、主としてペテルブルグ大学の履歴サイト（“Биографика СПбГУ”）に依拠している。<https://bioslovhist.spbu.ru/person/814-zhizhilenko-aleksandr-aleksandrovich.html>
なお、インターネット・ウェブ上の文献資料を引用する場合には、当該のサイトを参照した日時を個々に示すことが広く認められた de facto standard であるが、本稿においては、とくに断らない限り、引用のサイトには全て2021年12月以降に直接に確認していることから、個別の表示を省略した。
- (5) ロシア革命時のロシア帝国において、社会主義者の働きかけもありながら、主として自然発生的に形成された労働者・農民・兵士代表の評議会（理事会）。もしくはそれらの（建前ないし名目上の）後継組織である、革命後のロシア=ソビエト連邦の各級の議会。
- (6) Шилов Л. А., Жижиленко Александр Александрович, *Биографический словарь, т. 1-4 (электронная версия)* (http://nlr.ru/nlr_history/persons/info.php?id=76)
- (7) Владимирова Л. С., *История пенитенциарной системы России (Учебное пособие)*, Владимир 2007 (<https://www.bibliofond.ru/view.aspx?id=531033>)
- (8) さらに、この時期の矯正施設の全体としての混乱に影響したのは、帝政時代に矯正施設の

管理に直接関与していた内務省の廃止であり、また地方の行政権限を掌握した革命勢力による旧政権官僚や警察官などの恣意的な拘禁、あるいは7月の蜂起失敗後のポリシェヴィキに対する弾圧などといった政治的流動状態でもあった。См. Ликвидация дореволюционной тюремной системы. (https://studopedia.su/1_37487_likvidatsiya-dorevolyuционnoy-tyuremnoy-sistemi.html)

(9) Там же.

(10) 矯正職員の専門教育へのジジレンコの熱意は、すでに1909年にペテルブルグとモスクワとに矯正職員のための高等教育施設を設置するための法案作成の動きに彼が積極的に関わったことに示されていた。См. Тимофеева Е. А., Клячкина Н. Л., *Основные направления духовно-нравственного воспитания офицеров УИС*, Самара 2015 (https://studref.com/536443/pedagogika/istoriko_pedagogicheskiy_genezis_professionalnoy_podgotovki_sotrudnikov)

(11) 中央懲罰局の発した1918年7月23日付け“刑罰手段としての自由剥奪およびその服役手続きについて”の司法人民委員部臨時訓令では、新たに作り上げられるべき拘禁施設のシステムは、次の2つの刑務所政策の原則を実現するものでなければならない、としていた。

1) 自給自足 (被拘禁者の労働からの収入が、拘禁施設の維持のための政府の支出を賄うべきである)

2) 被拘禁者の完全な再教育

このような硬直した文書の発出の背景、起草者等はさし当たって不明である。См. Джекобсон М., Смирнов М. Б., Система мест заключения в РСФСР и СССР. 1917–1930 (<http://old.memo.ru/history/nkvd/gulag/articles/chapter2.htm>)

(12) Цит. по: Л. А. Шилове (http://nlr.ru/nlr_history/persons/info.php?id=76)

(13) Славин И. Герой правых дел в ЛГУ и ЛИССИП // Студ. правда / ЛГУ. 1930. 28 окт. 執筆者スラーヴィン (1883–1938) は法学者であり、記事執筆当時はコム・アカデミーレニングラード支部の教授。記事が公表された«Студенческая правда» はレニングラード大学の学生および勤務員の機関紙として、1927–1965に週刊あるいは旬刊などとして発行されていた。

(14) ロシア語版ウィキペディア等ではジジレンコの没年について1930年以降とされることが多い中で、ペテルブルグ大学の履歴サイト (上記注4) のみが1931年以降としている。その根拠は示されていない。

(15) Жижиленко А.А., *Меры социальной защиты в отношении опасных преступников. Доклад, представленный VIII съезду Русской группы Международного союза криминалистов*, СПб., 1911, стр. 4, 22, 33 и др.

(16) См. Жижиленко А. А. , *Наказание: его понятие и отличие от других правоохранительные средств*, Часть II, Глава II.

(17) См. Жижиленко А. А. , *Очерки по общему учению о наказаниях*, Пг., 1923, стр. 108.

(18) См. *История пенитенциарной мысли: учебное пособие/ под общей редакцией О. Ю.*

Ельчаниновой. Самара: Самарский юридический институт ФСИН России, 2018. (цыт. по: <https://scicenter.online/istoriya-gosudarstva-scicenter/jijilenko-aleksandr-aleksandrovich-1873-rancee-176460>.

- html)
- (19) Жижиленко А. А., *Подлог документов: историко-догматическое исследование*. Санкт-Петербург, 1900, стр. 212-213.
 - (20) См. Бездрабко В. В., Александр Жижиленко и проблема фальсификации документов, «Библиосфера», 2017. № 4. Стр. 3-7.
 - (21) См. Жижиленко А. А., *Преступность и ее факторы*, Пг., 1922, стр. 65-66.
 - (22) См. напр. Остроумов С.С., *Преступность и ее причины в дореволюционной России*, М., 1980, стр. 192. しかしオストロウモフ教授のこの指摘は、そのジジレンコからの引用（前注書52頁）の妥当性も疑わしく、批判の真意を測りかねるものと言わなくてはならない。
 - (23) ソビエト国家において20年代末に始まる“新経済政策（ネップ）”からの鋭角的な転換、経済体制の社会主義的改造——計画経済に即応した工業化と農村の集団化——の展開のプロセスは、きわめて攻撃的で激烈な態様をとり、それを反映して、社会科学の諸領域においても深刻な対立が設定された。その具体的な状況について、犯罪学研究の領域に即して検討したことがある。参照、上田・ソビエト犯罪学史研究（1985・成文堂）、132頁以下。
 - (24) СУ РСФСР, 1918, № 18, ст. 263 この布告の成立過程、その内容と意義については、霜田美樹雄「ソビエト政権の宗教政策—国教分離布告をめぐる—」早稲田社会科学研究8号, 1-58頁（1970年）に詳しい。
 - (25) 憲法第13条は、「勤労者に真の良心の自由を保証するために、教会は国家から分離され、学校は教会から分離されるとともに、宗教的および反宗教的宣伝の自由がすべての市民に認められる」と規定していた。
 - (26) <https://drevo-info.ru/articles/15402.html> ただし、少数ではあれ、この布告について「国家と教会との関係についての長年の最も困難な問題を解決し満足を与えるものであり、人々の宗教的良心の完全な解放ならびに教会とその聖職者の誤った立場からの解放を要求するものだ」と捉えるアストラハンの主教レオンティー（世俗名ヴィンプフェン）のような例もあった。См. там же.
 - (27) 参照、ミハイル・シュカロフスキー「Санкт-Петербург: Россияのキリスト教教会の中心地として」スラブ研究センターニュース 2008 年秋号 No.115（<https://src-h.slav.hokudai.ac.jp/news/115/news115-10essay1.html>）
 - (28) Декрет ВЦИК "О порядке изъятия церковных ценностей, находящихся в пользовании групп верующих", 23 февраля 1922 г., «Собрание узаконений и распоряжений рабочего и крестьянского правительства за 1922 г.», М., 1950. № 19. Ст. 217. С. 381-382.
 - (29) 梶川伸一「ボリシェヴィキ権力と21/22年飢饉」史林96巻1号132頁による。
 - (30) この飢饉の規模と具体的な内容、そしてそれが深刻化した様々な歴史的・政治的要因については、前掲の梶川教授の論文に詳しい。
 - (31) ヴェニアミン府主教の生涯と事績については以下に詳しい記事がある。
Вениамин (Казанский) : <https://drevo-info.ru/articles/13652.html> .
 - (32) 1922年8月にモスクワで開催された「生ける教会」の全ロシア大会には22の教区から

190人の代表が参加したとされる。参加者の中には8人の主教が含まれていた（архиепископы Антонин (Грановский) и Евдоким (Мещерский), епископы Макарий (Павлов), Виталий (Введенский), Вассиан (Пятницкий), Иоанникий (Чанцев), Иоанн (Альбинский), Николай (Федотов)）。*Лавринов В. В., прот. Обновленческий раскол в портретах его деятелей.* М., 2016, стр. 14 (см. https://ru.wikipedia.org/wiki/Живая_церковь)

(33) 廣岡正久・ロシア正教の千年 (講談社学術文庫) (Kindle版の位置No.1893-1910) 参照。

(34) ロシア共和国刑法典の各条項は次のように規定していた。

62条 刑法第57条 [反革命罪] に規定された目的の下に、大衆の不安、税金の不払い、義務の不履行を扇動し、またはその他の方法で労働者階級の独裁ならびにプロレタリア革命に損害を与える方法で活動する組織への参加は、たとえ武装蜂起または武装侵略がその組織の活動のさしせまった課題ではなかったとしても、同じ刑 [死刑および全財産没収] により処罰される。

119条 労働者・農民権力を転覆する目的をもって、またはその法律と決定への抵抗を扇動するために、大衆の宗教的偏見を利用することは、刑法典69条に規定された刑 [死刑および全財産没収] によって処罰される。

(35) https://azbyka.ru/otechnik/Istorija_Tserkvi/delo-mitropolita-veniamina/

(36) グウロヴィチ (Гурович Я. С.) は帝政時代の弁護士であったが、ペトログラードの赤十字組織その他の社会团体によってヴェニアミン府主教の弁護のために招請されたものである。当初、ユダヤ人であることが裁判において府主教に不利に影響するのではないかと考え、グウロヴィチは依頼を辞退しようとしたが、府主教自身が強く望んだと伝えられる。 https://azbyka.ru/otechnik/Istorija_Tserkvi/delo-mitropolita-veniamina/

(37) 掌院セルギー (Шейн Василий Павлович) は1870年生まれ。聖職者でありつつ、1912年から1917年までは帝政下の国会議員であった。 <https://drevo-info.ru/articles/25003.html>

(38) コフシャーロフ (И. М. Ковшаров 1878年オデッサ生まれ) は革命前より弁護士として活動していたが、1918年以降正教会レニングラード教区の法律顧問を務めていた。 <https://drevo-info.ru/articles/25008.html>

(39) ノヴィツキー (Ю. П. Новицкий 1882年キエフ県ウマニ生まれ) はキエフ大学法学部卒業後、キエフ大学講師、ペテルブルグ大学講師を経て同教授。1922年大著『ロシア刑法史』を完成させたが、その刊行前に逮捕され、その後原稿は失われた。事件当時、ペトログラード正教徒合同教区協議会の議長を務めていた。 <https://drevo-info.ru/articles/25007.html>

(40) ヴェニアミンらに対する裁判については、調書や公判記録を編集収録したものが公刊されているが、インターネット上でも前注35の他いくつかのサイトにおいてその全体を参照可能である。《Дело》 митрополита Вениамина (Петроград, 1922 г.) / Предисл., примеч.: И. Я. Авдиев. М., 1991. (см. http://yakov.works/acts/20/1920/1922_veniamin1.htm#11) また、被告人の一人であった後の府主教グリゴリーの日記に基づく回想にも詳しい記述がある。См. *Митрополит Григорий (Чуков): веки служения Церкви Божией. Часть 4(2).* Петроградский процесс 1922 года (https://ruskline.ru/monitoring_smi/2011/01/27/mitropolit_grigorij_chukov_vehi_sluzheniya_cerkvi_

bozhiej_chast_42/)

その後、1990年になってこの判決は覆され、すべての有罪判決を受けた者は犯罪構成要件の欠如のために無罪であるとして名誉回復された。一方、1992年の主教会議は、ペトログラードとグドフの府主教ヴェニアミンおよび「彼と一緒に犠牲者となった者たち」を殉教者として列聖した。

- (41) 宗教哲学サークル“日曜日”は1917年12月にメイエル夫妻（Александр А. Мейер и его жена Ксения Половцева）が中心となって組織されたものであるが、正教会の在り方を批判し、真のキリスト教の追及を目指していたとされる。1928年後半から1929年初頭にかけて、サークルのメンバーは「反革命組織への参加と反革命的扇動」の嫌疑で逮捕され、起訴された。

См. «Кружок «Воскресение»» — Википедия ([https://ru.wikipedia.org/wiki/Кружок «Воскресение»](https://ru.wikipedia.org/wiki/Кружок_«Воскресение»))

- (42) <http://ricolor.org/journal/sm2005/11/>

- (43) http://pkk.memo.ru/page%202/KNIGA/J_kn.html

<http://vizz.nlr.ru/blockade/show/1186189>

- (44) 1919年には、野戦病院の主任医師として、マumontフ將軍の率いるカザーク部隊の捕虜となったこともある。

- (45) См. «Иосифлянство»: <https://drevo-info.ru/articles/13675318.html>

- (46) См. «Максимъ, епископъ Серпуховскій» в Протопресвитеръ Михаилъ Польскій, *НОВЫЕ МУЧЕНИКИ РОССІЙСКІЕ. Второй томъ собранія матеріаловъ*, Jordanville, 1957, Глава III. (https://rusportal.ru/index.php?id=church_writing.polskii_michael02_1957_003),

<https://kostyukov.livejournal.com/136242.html>, <https://drevo-info.ru/articles/13679818.html>

比較的に新しく資料集が刊行されているが、参照できていない。*"Тайный" епископ Серпуховской Максим (Жижиленко). Сподвижники его и сострадаельцы*, М. 2014.